

*本稿での表記について

本来「身元保証人」は、債務が生じてきた場合の連帯保証と同義語で使われていますが、近年施設などの契約書では、「身元引受人」の要件に債務保証も含めたものが増えていきます。医療機関や施設によって契約内容は違いますが、署名欄に比較的多く見られるのが「契約者本人」(本人・家族)「身元引受人」有料老人ホームなどでは「返還金受け取り人」などの欄が見られます。そこで、本稿では身元保証人を含めて「身元引受人の役割」と表記します。

1 身元引受人の役割

民間団体が家族の代理として引き受ける身元引受人の役割には、大きく3つに分けられます。

一つが元気な間の生前事務委任業務、二つ目が認知症などで判断能力を失った時の成年後見人業務、そして3つ目が亡くなった後の死後事務委任業務などになります。それを整理したのが ~ までの表です。

表 身元引受人の役割

生前事務委任業務	緊急時の連絡先	賃貸住宅への入居、入院時、海外旅行などの際にも緊急時の連絡先が必要になってきます。 医療機関では入院あるいは手術中の急変時、施設では骨折や体調の急変などの連絡先が必要となり、民間団体の場合24時間連絡できる体制をとっています。
	債務の保証	入院費・施設利用料・損害賠償・家賃や公共料金などの滞納などが生じた場合には民間団体では債務保証も行います。
	医療行為の同意 (手術、延命治療等の同意)	緊急時はほとんどの場合、救急搬送されますが、問題となるのが、手術の同意、あるいは延命などの処置が必要な場合です。民間団体では契約時に医療事前指示書を提出してもらい、家族の代理人として本人の意思を医療側に伝えることで、医師の了解を得ているようです。
	入院・入所時の見舞い、同行、状況把握、相談	通院や入院時の同行や見舞い、施設入居者などの場合施設の懇談会などに同席するなど必要に応じて出向くサービスです。生前事務業務で個々の利用格差があるサービスです。
	生存中の退院・退所の際の身柄引き受け	完治して退院する場合は元の住居に戻れますが、医療依存度の高いままの退院が多くなっています。施設などは状態によっては、受け入れを拒否するケースも見られます。そんな場合はソーシャルワーカーなどの協力を得ながら落ち着き先を決めます。
任意後見業務	利用料の支払い代行	家賃や公共料金、入院費や施設利用料など、本人が支払できない場合には、本人に代わって支払いを代行し、預託金や月額請求書で支払います。
	入院計画書やケアプラン等の同意等	治療方針や計画、あるいは介護保険のサービスプランなど家族の同意を得ることになっていますが、家族の代理として立ち会い、本人にとってより良い治療や介護サービスにつなげます。
	資産管理	民間団体では生前事務委任契約に財産管理もあります。その場合、法人が管理するケースと、第三者法人に委託する場合など管理方法がちがいます。後見人が必要にな

			った場合は、所定の手続きに従って、後見人が管理します。
死 後 事 務 委 任		遺体、遺品の引き取り、葬儀等（本人の意思による埋葬など）	死後事務の大きな役割が、亡くなられた場合の遺体の引き取りです。多くの場合直葬を希望される人が多いのですが、病院などで亡くなると、葬儀までの間のご遺体の安置などが必要になります。民間団体の中には、安置場所や葬儀なども行える場所を所有しているところもあります。そして一方で死亡届、火葬許可証、埋葬届けなどの事務処理、そして、公共料金などの未払いや処々の契約の解除、要望によっては親族や知人への連絡や知らせなども行っています。
業 務		施設入所などの退去時の居室の明け渡し、現状回復義務の履行	施設退去の場合には、居室の原状回復を求められます。荷物の整理はもちろんですが、破損や汚れなどの修復義務もあります。民間団体では荷物の整理は契約法人が自ら行うと答えています。

2 パッケージ契約

調査から見えてくる各民間団体では、会員制をとり、基本サービス「生前事務委任、任意後見契約、死後事務委任」をパッケージにして契約し、料金を設定しています。その上でオプションサービスが選択できるようになっています。しかし、パッケージの中身はさまざまなので、セット料金で単純に比較はできません。生前事務委任契約、任意後見契約、死後事務委任契約がセットになった料金、いくつかのメニューから自由にセットできるなどなどの違いがあります。またその契約内容を公正証書にするところもあれば、契約法人との2者間契約など、契約内容や契約方法にも違いが見られました。

3 任意後見制度

扱いが大きく違うのが成年後見契約で、契約時に法人との間で、任意後見人契約を結ぶことを条件としているところと、本人の申し出があったり、法定後見人が必要になった段階で選任するとしたところがあります。

任意後見人の役割は認知症になった段階から、後見受任者として家裁に申し立て監督人がついて、金銭管理や身上監護を担う事になっています。

任意後見がパッケージに含まれるケースでは任意後見契約を契約先法人と結ぶケースもありますが、多くは提携する専門職後見人をお願いしているようです。

4 費用と支払い

セット料金の低額パックは、あくまでも最低基準で見積もっているため、この費用で納ま

る人は少ないようです。別途、家の片付け、特に入退院が多い人や体調を崩しやすい人などは、生活支援サービス（訪問）が多くなり、費用は高くなってきます。また葬儀の内容によっても費用の見積もりが違ってきます。したがってどの民間団体も生活支援サービス、家の片付け、基本サービス以外の葬祭にかかる費用はオプションサービスにしているようです。

契約時に支払う費用には、入会金や手数料など払い戻されない金額と実施されたサービスや年会費に充当する預託金があります。預託金はサービスが実施されない場合には戻ってくる費用です。その多くが死後事務費用なので、生存中に途中解約をした場合には必要経費を差し引いて払い戻されます。一般には全ての契約を終えた段階で清算され、預託金をオーバーした場合には、相続費用などから充当されるようです。

5 預託金の管理

民間団体の特徴が「預託金」

預託金はいくまで預り金ですが、高額なだけに預託金の管理は重要になってきます。今回の調査では、預託金管理者として、NPO 法人、信託会社や弁護士法人など上部団体と提携して管理しているところが見られる一方で、管理者を立てると管理費用が別途かかることを理由に、2者契約と3者契約を選択できるようにしているところもありました。

また、信託会社と提携、預託金管理を信託会社が行い、契約法人からの必要経費の請求を公認会計士がチェックして信託会社から支払われるなど、透明性の高い管理方法をとっているところもあります。いずれにしても預託金から引き落とされる費用が明確であること、透明性があることが何より重要です。

6 サービス提供者

サービス内容が多岐に亘ることから、契約先法人の職員が自ら行うサービス内容と、外部に委託する内容とに振り分けています。契約法人が直接行うのは、身元保証人、退去時の立会い、緊急時の訪問、死後事務などがあります。一方お金の管理や任意後見業務、生活支援サービスなどは提携している外部の法人に委託しているケースもありました。

宗教法人から出発したある民間団体では、葬儀に至るまでほぼ全てを団体内部で行っています。また定期的な安否確認や家事支援などは他の事業所と提携して行っているところ、入院や施設の身元保証は同団体が行い、訪問などの生活支援サービスは契約社員などに委託しているところもあります。

したがって、どのサービスを誰が行うのか、契約法人が実施するサービスは、担当制なのか、そうでないのかなどの確認も必要と思われます。

7 民間団体による家族代理サービスのメリットと留意点

身元保証や身元引受人が必要になるのは施設入所や入院などがきっかけになります。民間

団体は債務保証も含め当人が必要とするサービスを全て提供してくれる便利さが身上です。しかし、全てサービスには費用が発生し、事前払い（預託制）となっているので、元気な間は確認できても、最後の清算は死後になります。そのため、時には契約先法人と相続人との間でもめることもあるようです。そうしたトラブルが起きないように、契約時には内容をしっかり確認し、相続人などに伝えるようにして置きたいものです。

8 有料老人ホームが行っている預託金サービス

後見人制度が発足する以前から、一部の有料老人ホームではまとまった額を預託すれば、身元保証・身元引受人なしで受け入れてきた施設があります。入居時の預託金は300万円から400万円。事前に公正証書遺言などが準備してあれば生前事務から死後事務まで一貫して同施設が責任を持って執り行います。ただし、後見人制度が始まってからは、任意後見人を選任してもらい、お金の管理については任意後見人が行います。

一方で、死後事務委任契約のみ基本料金50万円、同ホーム所有の合祀墓への納骨希望者は10万円を預託金として預かり、実施しているところもありました。

こうした受け入れを行っている有料老人ホームは現在でもいくつかあります。

これまで、施設と利用者は利益相反の立場にあり、好ましくないとされてきました。しかし、財産管理などは、後見人などを選任することで以前より透明性が増したことから、施設側に委託した人たちに話を聞くと、「最終的には家族であれ、第三者であれ、施設であれ信頼できれば同じです」といった声もありました。

9 東京都安心居住制度

近年自治体でも高齢者が1人でも安心して住み続けられる支援サービスが広がりつつあります。東京の外郭団体である東京都防災・建築まちづくりセンターでも「あんしん居住制度」を実施しています

支援内容は、見守りサービス、死亡時の死亡診断書の受け取り、火葬、納骨、残存家具の片付けなどの3つ。東京都在住者であれば誰でも申し込むことができます。

このサービスができた背景は、高齢者が賃貸住宅を利用する場合のリスク対応でしたが、平成22年から、持ち家の人も利用できるようになりました。費用は見守りサービスが1年ごとの更新で年間利用料が約4万8千円強、「葬儀」は5年契約の預託金が約30万8千円、家具の片づけは住居の広さで異なります。施設などに入居した場合でも契約は継続されます。家財の確認や貴重品の受け取りに指定連絡先が必要となりますが、遺骨の引取りがない場合には東京福祉会の納骨堂に5年間保管し、その後慰霊堂に合祀されることになっています。合祀の費用はかかりません。

まとめ

さまざまな場面で必要になる「身元保証人」や「身元引受人」ですが、その役割は責任が重い内容です。高齢者が4人に1人、近い将来は3人に1人の時代が間近に迫っている中で家族を当てにできない人たちは増える一方です。こうした社会に対する公的な備えは十分とは言えず、民間事業として「家族の代理業」は今も、今後も増える傾向にあります。中には契約内容が不備なところも散見されました。サービスを受ける人たちが高齢者だけに、サービスが契約どおり行われているのか、費用は適切に請求されているのかなど、不透明になりやすい事業だけに後見人制度に監督人が付くように、サービスの実施と費用の支払いなどのチェック体制が今後の課題だと思います。